

事 務 連 絡

平成30年4月12日

各都道府県・指定都市

文化行政主管課 御中

文化庁長官官房政策課

文化財の活用事業に係る特別交付税措置について（情報提供）

標記について、平成30年1月31日付「文化財の保存と活用の一層の取組の推進及び公立文化施設の適正管理の推進の取組等について（通知）」（29房政策第342号）において、「地方公共団体において、個別の文化財の保存活用計画に基づき実施する活用事業（解説の多言語化、企画・展示、広報等のソフト事業）の地方負担について、新たに特別交付税措置が講じられる」とお伝えしたところです。この取扱いについては別添資料の通りですので、御連絡します。

上記通知と同様、各都道府県におかれては、本件について、域内市（区）町村に対しても周知下さるようお願いいたします。

担 当 : 文化庁長官官房政策課

東京都千代田区霞が関3-2-2

03(5253)4111

・地方財政措置全般に関すること

長官官房 政策課企画係 (内線 2809)

・文化財保護に関すること

文化財部 伝統文化課企画係 (内線 3159)

・美術館・博物館に関すること

文化財部 美術学芸課企画係 (内線 3154)

別添「地方公共団体において、個別の文化財の保存活用計画に基づき実施する活用事業の地方負担」について

文化財の活用事業に関し、新設される特別交付税措置は、平成 30 年 1 月 31 日付「文化財の保存と活用の一層の取組の推進及び公立文化施設の適正管理の推進の取組等について（通知）」（29 房政策第 342 号）で連絡したとおり、「地方公共団体において、個別の文化財の保存活用計画に基づき実施する活用事業の地方負担」が対象とされます。以下では、このうち、

(1) 「個別の文化財の保存活用計画」

(2) 「活用事業の地方負担」

の詳細について補足し、あわせて、

(3) 特別交付税の配分額の考え方と今後のスケジュール、
に関し、現時点の見通しを説明します。

(1) 「個別の文化財の保存活用計画」について

①国指定等文化財について

平成 30 年 3 月 6 日に閣議決定され、今国会に提出された「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」（以下、「改正法案」という）において、重要文化財（建造物及び美術工芸品）、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、登録有形文化財（建造物及び美術工芸品）、登録有形民俗文化財、登録記念物（以下「国指定等文化財」という。）に係る保存活用計画の作成と国の認定制度の創設が盛り込まれており、施行期日は平成 31 年 4 月 1 日とされています。今回の特別交付税措置は、こうした文化財保護法改正の動向等も踏まえて措置されたものです。

（保存活用計画の作成及び国の認定制度の趣旨等の詳細は、昨年 12 月 8 日付の文化審議会答申「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」を参照）。

ただし、今回の地方財政措置は、改正法案の施行を待たず、平成 30 年度当初から適用されるものであり、各地方公共団体におかれては、初年度からの積極的な活用を検討いただくようお願いします。平成 30 年度からの措置としては、重要文化財建造物や史跡名勝天然記念物等において現在も予算事業と関連して運用において作成を推奨している「保存活用計画」や、重要伝統的建造物群保存地区及び重要文化的景観における「保存計画」に位置づけられている活用事業、また「保存活用計画」という名称ではないがこれと同様の要素を含む計画等に基づく事業を特別交付税措置の対象とするものです。

なお、「個別の文化財の保存活用計画に基づき実施する」事業を措置の対象と

しています（域内の文化財所有者や保存会等に対する支援事業等を含む）ので、文化財の保存・活用に向けた取組の強化に取り組んでいただくようお願いいたします。

以下は、建造物、史跡名勝天然記念物・重要文化的景観、美術工芸品、無形文化財、民俗文化財に関する「保存活用計画」の構成例であり、これら以外の文化財の類型を含め、以下のような構成を備えた計画が特別交付税措置の対象になり得ます。

（文化財の「保存活用計画」の構成例）

○建造物

- ・概要（文化財の名称・概要、経緯、保護の現状と課題 等）
- ・保存管理（現状、方針、管理計画、修理計画 等）
- ・環境保全（現状と課題、基本方針、区域区分と保全方針、等）
- ・防災（防火・防犯対策、耐震対策、耐風対策、その他の災害対策）
- ・活用（公開その他の活用の基本方針、公開計画、活用基本計画、実施の課題 等）
- ・諸手続 など

（出典：平成 11 年文化庁文化財保護部長通知「重要文化財（建造物）保存活用計画の策定について」）

○史跡名勝天然記念物・重要文化的景観

- ・概要（文化財の名称・概要、経緯、現状と課題 等）
- ・保存管理（方向性と具体的な手法）
- ・活用（方向性と具体的な手法（学校教育における活用、社会教育における活用、地域の観光・地域おこし等））
- ・運営・体制の整備 など

（出典：平成 27 年文化庁文化財部記念物課「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」）

○美術工芸品

- ・概要（文化財の名称・概要、品質・形状）
- ・所在場所・保存施設（保管施設、防災・防犯設備）
- ・修理（修理履歴、保存状態、修理計画）
- ・活用（移動・公開履歴、活用計画※）

※美術工芸品に関する活用として、①歴史的・学術的・芸術的な価値を公開し活用される手段、②教育普及活動、③地域振興・観光振興、④その他二次的な活用を意識した方策や対応の例が考えられる。

- ・定期的な公開（通常の所在地／博物館等）
- ・一般的な情報提供（リーフレット等刊行を含む）
- ・Web上での公開（歴史的・学術的・芸術的価値，目録，可能な範囲での修理中の状況，修理後など）
- ・デジタルアーカイブ化による公開
- ・目録の作成・公開 等
- ・諸手続など
（出典：平成29年「これからの国宝・重要文化財（美術工芸品）等の保存と活用の在り方等に関するWG報告」）

○無形文化財（芸能）

- ・概要（文化財の名称、指定年月日、芸能内容、保持者、保持者の団体 等）
- ・活動実績
- ・斯界の現状（実演家、公演、伝承者 等）
- ・活用（継承）計画※
※伝承者養成、研修発表会、資料の収集整理、原材料・用具の確保、普及教育活動、その他

○無形文化財（工芸技術）

- ・概要（文化財の名称、指定年月日、技術内容、保持者、保持団体 等）
- ・活動実績
- ・伝承状況等
- ・活用（継承）計画※
※保存継承計画（伝承者養成、研修成果発表、資料の収集整理、原材料・用具の確保、普及教育活動、その他

○有形民俗文化財

- ・概要（文化財の名称・概要、調査履歴、経緯、現状と課題 等）
- ・所在場所・保存施設（保管施設、防災・防犯設備）
- ・修理（修理履歴、保存状態、修理計画）
- ・活用（移動・公開履歴、活用計画※）
※修理・修復、保存環境の整備・維持、展示・公開・貸出、代替化（複製品の作成）、防災・防犯、教育活用、普及・啓発・発信（伝承教室、講座の開催等）、移管・所有者変更、地域活性化等に供する利活用、その他
- ・諸手続 など

○無形民俗文化財

- ・概要（文化財の名称・概要、調査履歴、経緯、現状と課題 等）
- ・伝承状況（保護団体状況、伝承状況）
- ・用具修理（修理履歴、保管状態、修理計画）
- ・活用（現地公開以外の公開履歴、活用計画※）

※人材確保・養成、用具等の修理・新調・代替化、舞台等施設の維持・修理、防災・防犯・警備、現地公開、現地公開以外の公開機会の確保、普及・啓発・発信、地域支援・法人化整備等の仕組みづくり、教育活用、再調査・再記録、地域活性化等に供する利活用、その他

（出典：「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」（平成 29 年 12 月 8 日文化審議会）

※現在までに文化審議会において検討のあった内容であり、詳細は今後変更の可能性がある。

②地方指定文化財について

改正法案においては国指定等文化財の「保存活用計画」を規定していますが、地方公共団体が指定する文化財についても、地域における文化財を核とした取組に重要な役割を果たすことが期待されます。このため、地方指定文化財に関して上記①に掲げる構成例と同様の要素を含む「保存活用計画」を作成するものについては、今回の特別交付税措置の対象になり得ます。

なお、地方指定文化財の「保存活用計画」に基づく活用事業について、今回の特別交付税措置の対象となるためには、各地方公共団体の「地方文化財保護審議会」において、当該計画が、当該文化財の保存活用に関して適切な内容であることが確認される必要がありますので御留意ください。

(2) 「活用事業の地方負担」について

文化財に関する活用事業としては、以下の①公開活用、②美装化、が想定され、これらの地方単独事業又は国庫補助事業の地方負担分に係る経費（ソフト経費）の一部が特別交付税措置の対象となります。

①公開活用

- ・文化財等の公開（公開の際の安全確保や公開環境整備等を含む）
- ・展示・便益・その他活用施設・設備等の整備管理
- ・情報発信（ホームページ・映像・SNS・パンフレット・レプリカ・模写模造・VR・AR・デジタルアーカイブ・解説板等の作成管理、周遊ルートの

設定及び周辺文化財との一体的な発信、展示解説等のユニバーサルデザイン化等を含む)

- 多言語化（翻訳、ネイティブチェック、ネイティブライターによるコンテンツ作成等を含む)
- 普及啓発（発表会、展覧会、体験教室、ワークショップ、シンポジウムの実施等を含む)
- 外部人材の活用（保存活用計画の推進や魅力発信、文化財の巡視等を行う専門人材に係る報償費や委託費等を含む)
- 人材育成（ボランティア、ガイド、学芸員、ヘリテージマネージャー等の研修・育成等を含む)

等に関する取組。

②美装化（建造物、美術工芸品を想定）

文化財の外観、内装等を美しく保ち、魅力を向上させる取組。

なお、文化財の保存修理に係る経費は、引き続き、従前の特別交付税措置の対象となります。

また、都道府県立博物館について、博物館法に基づく公立博物館として設置されているものの経費については、従前の普通交付税措置の対象とされております。今回の特別交付税措置の対象となるのは、「保存活用計画」に基づき地方公共団体が実施する活用事業となります。また、市町村立博物館については、従前の「博物館があるため、特別の財政需要があること」に係る特別交付税措置の対象となりますので、ご留意ください。

(3) 特別交付税の配分額の考え方と今後のスケジュールについて

今回の特別交付税措置に関しては、従来から文化庁において実施している「地方における文化行政の状況調査」を一部改訂し、平成30年度の上記「地方公共団体において、個別の文化財の「保存活用計画」に基づき実施する活用事業の地方負担」に該当する予算額を調査することを予定しています。同調査において計上される額が、総務省における特別交付税の算定額に用いられることとなりますので、御留意ください。

なお、平成30年度の「地方における文化行政の状況調査」は、平成30年5～6月頃を目途に実施する予定です。

また、文化財の保存・活用に係るハード事業については、平成30年1月31日付文化庁長官官房政策課長通知「文化財の保存と活用の一層の取組の推進及び公立文化施設の適正管理の推進の取組等について」において通知したとおり、平成30年度から文化財の保存・活用に係る国庫補助事業の地方負担について、一般補

助施設整備等事業債の対象とされ、元利償還金に対する地方交付税措置が拡充（充当率 90%、交付税措置率 30%）することとなるため積極的に御活用ください。

各自治体におかれては、これらの措置を活用し、文化財担当部局だけでなく、文化・観光・産業・教育・企画調整等の部局と幅広く連携して、文化財の一層の保存活用方策の充実を御検討いただくようお願いいたします。